

## 多賀城政庁跡 3Dホログラム復元等業務

### 企画提案募集要領

多賀城政庁跡 3Dホログラム復元等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

#### 第 1 募集事項

##### 1 案件名 多賀城政庁跡 3Dホログラム復元等業務

##### 2 事業目的

2024年(令和6年)に創建1300年を迎える多賀城は、8世紀初めから11世紀半ばまで、東北地方の政治・軍事・文化の中心であったその歴史的役割から、平城京跡、大宰府跡とともに日本三大史跡として、国の特別史跡に指定されている。また、多賀城碑が国宝として指定されるなど、多賀城の歴史的な重要性がより高まっている。

2024年は、多賀城創建1300年を迎える喜びとともに、この地域に生活する私たちが、多賀城とともに新たな歴史を刻み始める一つの節目の年である。

地元多賀城市は、様々な記念事業を行うこととしており、県としても、多賀城市と連携し、国内外から、多くの観光客に多賀城を訪れてもらい、体験して、楽しんでもらうことで、多賀城の国特別史跡としての認知を高め、再び観光客が訪れるような観光コンテンツとして本事業を実施するとともに、ナイトタイムエコノミーによる観光消費額の創出を狙うものである。加えて、演奏会の開催のほか、地域のグルメや伝統工芸品などの販売を実施することで、事業の実施効果を地域経済に反映することを目的とする。

##### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

##### 4 事業費（委託上限額）

60,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

##### 5 実施場所

宮城県内

##### 6 契約の相手方の選定

優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

## 7 業務内容

本業務の内容は次の（１）から（６）とする。

### （１） 多賀城政庁跡正殿建物の3Dホログラムによる映像復元

3Dホログラムにより映像復元する多賀城政庁跡正殿建物は、最も荘厳だったとされる第Ⅱ期（西暦762年以降）の正殿建物を表現するものとし、東北歴史博物館が所有する模型を参考とすること。



なお、3Dホログラムによる映像復元は、発掘結果から推定される次の規模により再現するものとする。

桁行（正面／東西方向）	22.8m
梁間（側面／南北方向）	12.0m
梁高（最高高さ）	約13.3m（二層軒高さ／約9.2m、初層軒高さ／約5.5m）

映像コンテンツについては、多賀城政庁跡正殿建物が目の前にあるかのように立体的な映像を映し出し、平安絵巻の美しいビジュアル表現とともに、音楽を融合させ、建物の荘厳さと映像美によるエンターテイメント空間を創出することで、来場者に感動を与える内容とすること。また、上映時期は令和6年11月から12月までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び祝日を中心とし、映像時間は10分以内で、1時間で数回上映すること。

なお、上映場所は足元が悪いため、転倒防止のための安全対策を講じること。

- (2) 多賀城跡城前官衙におけるナイトタイムエコノミー創出  
多賀城跡城前官衙において下記のイ及びロに記載する催しを開催し、本事業によるナイトタイムエコノミーの魅力を高めること。
- イ 演奏会の開催  
特別ステージを設置し、多賀城市出身のヴァイオリニストである郷古廉氏を招聘した演奏会を次のとおり開催すること。  
なお、演奏者の日程は県が調整済みであり、また、出演料については、別途県から直接支払うものとし、本業務の事業費には含めないものとする。
- (イ) 日時：令和6年12月8日（日）午後5時頃から1時間程度  
(ロ) 会場：多賀城跡城前官衙とするが、悪天候等に備え、予備の室内会場を調達すること。  
(ハ) 内容：1コマ30分間の演奏とし、曲目は、「シャコンヌ」（J. S. バッハ「無伴奏ヴァイオリンのためのソナタとパルティータ」より）等（1）のコンテンツと相乗的に叙情的な雰囲気醸し出す曲及び吉川和夫氏（国立大学法人宮城教育大学名誉教授）作曲のオリジナル曲とすること。  
(ニ) 観客数等：観客数は300名程度とし、抽選とすること。また、チューニング等のための控えスペースを会場付近に調達すること。  
(ホ) その他：上記以外で、演奏会の実施に必要と考えられる対応を行うこと。
- ロ グルメブースや企業協賛ブースの出店  
地域の魅力あるグルメブースや企業協賛ブースを出店させるなど、来場者の消費を創出すること。また、仮設トイレを設置すること。
- (3) 多賀城跡南大路等の光の演出  
7の（1）のメインコンテンツまでの通路となる多賀城跡南大路に、光の演出による空間を創出すること。
- (4) プロモーション  
下記のイからニまでに記載するプロモーションを実施すること。
- イ 県民向けに県内放送局1社でのテレビスポットCMを放送すること。  
ロ 河北新報朝刊5段広告を1回掲載すること。  
ハ 首都圏に訪問している外国人旅行者の位置情報を基にした本事業の広告を配信すること。  
ニ Instagram リール動画を配信すること。
- (5) 駐車場及び移動経路上の安全対策  
会場からの最寄り駅となるJR東北本線国府多賀城駅及び多賀城市中央公園などの駐車場から会場に向かうに当たって、一般県道泉塩釜線及び多賀城市道を横断しなければならぬため、誘導員を配置し、安全対策を万全にすること。
- (6) 案内看板の設置  
JR東北本線国府多賀城駅及び下記イからニまでの各駐車場から、観光客を円滑に誘導できるような案内看板を現地の状況に応じて設置すること。  
特に、JR東北本線国府多賀城駅からの経路には、インバウンド向けに多言語（英語、繁体字、簡体字及び韓国語）で表示すること。
- イ 多賀城跡あやめ園駐車場（普通車／52台、大型車／10台）  
ロ 多賀城市中央公園多目的グラウンド駐車場（普通車／40台）  
ハ 東北歴史博物館収蔵庫南側駐車場（普通車／50台）  
ニ 多賀城歴史博物館西側駐車場（普通車／100台）

## 第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
  - (1) 宮城県内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目において滞納及び未納がないこと。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
  - (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
  - (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
  - (5) 以下のいずれかの手続きをしている又はされている者でないこと
    - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者。
    - ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続きの申立てがされている者。
    - ハ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続きの開始の申立てがされている者。
  - (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
  - (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
  - (8) 過去に国又は地方自治体からの委託を受けて観光分野における業務実績があるなど、当該業務の円滑に遂行できる能力を有し、効果的な実施体制が整備できること。

- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記1の（1）から（8）までの条件を満たさなければならない。また、1つの事業者が複数の規格提案者の再委託先事業者となることはできない。

さらに、本事業の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、企画提案書に再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

## 第3 スケジュール（予定を含む。）

- |   |                      |    |    |       |     |
|---|----------------------|----|----|-------|-----|
| 1 | 企画提案募集開始             | 令和 | 6年 | 4月16日 | (火) |
| 2 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限   | 令和 | 6年 | 4月23日 | (火) |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和 | 6年 | 4月26日 | (金) |
| 4 | 企画提案への参加申込期限         | 令和 | 6年 | 5月8日  | (水) |
| 5 | 企画提案書の提出期限           | 令和 | 6年 | 5月15日 | (水) |
| 6 | 企画提案書の選考             | 令和 | 6年 | 5月16日 | (木) |
| 7 | 企画提案書の選考結果の通知（予定）    | 令和 | 6年 | 5月    | 下旬  |

## 第4 応募手続

### 1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和6年4月23日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

イ 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

[kankouss@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kankouss@pref.miyagi.lg.jp) (宮城県経済商工観光部観光戦略課)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月26日(金)までに宮城県観光戦略課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

### 2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

ロ 宣誓書(様式第3号) 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 1部

・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

ニ 法人の概要(既存のパンフレット、ホームページなど概要の分かるもの) 1部

(2) 提出期限 令和6年5月8日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班(宮城県庁行政庁舎14階)

### 3 企画提案書の提出

(1) 提出書類 企画提案書(任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き20ページ以内、  
カラー印刷も可) 10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和6年5月15日(水)正午まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班(宮城県庁行政庁舎14階)

## 第5 業務委託候補者の選考

### 1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算のうえ、各委員の評価点の平均が満点の6割以上かつ最高点を付けた委員数が多い提案者1者を選定して業務委託候補者とする。

### 2 企画提案書の選考

- (1) 実施日 令和6年5月16日(木)(予定) ※実施時間は別途通知する。
- (2) 実施会場 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室(予定)  
(宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号)
- (3) 実施方法
  - ・出席者は1提案につき2名以内とする。
  - ・1応募者当たりの持ち時間は25分以内(説明時間20分以内、質疑応答5分以内)とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
  - ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
  - ・プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。  
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 選考結果の通知  
全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

## 第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

### 1 業務実施の方向性及び全体計画(配点10点)

業務実施の方向性、業務の流れ、スケジュールは適切か(10点)

### 2 業務別の内容(配点80点)

- (1) 多賀城政庁跡正殿建物の3Dホログラムによる映像復元
  - ア 3Dホログラムにより、多賀城政庁跡正殿建物を立体映像として復元し、来場者に当の様子を伝えられる内容となっているか。(15点)
  - イ 映像コンテンツは、美しいビジュアル表現とともに、音楽を融合させ、建物の荘厳さと映像美によるエンターテイメント空間を創出し、来場者に感動を与える内容となっているか。(15点)
- (2) 多賀城跡城前官衙<sup>じょうまつかんが</sup>におけるナイトタイムエコノミーの創出  
特別ステージを設置し、演奏会を実施するほか、地域の魅力あるグルメブースや企業協賛ブースの出店等による来場者の消費の創出し、本事業によるナイトタイムエコノミーの魅力を高める内容となっているか。(10点)
- (3) 多賀城跡南大路等の光の演出  
メインコンテンツまでの通路となる多賀城跡南大路を、光の演出により空間を創出することで、来場者が会場までの移動の間も楽しめるよう工夫された内容となっているか。(10点)

(4) プロモーション

テレビCMや新聞、SNS等の様々な広告媒体による宣伝のほか、インバウンドへの情報発信を行う等、様々な客層に対する効果的なプロモーションにつながる内容となっているか。(10点)

(5) 駐車場及び移動経路上の安全対策及び案内看板の設置

来場者が会場まで移動する際の安全を確保するための体制が整っているか。また、案内看板について、よりアクセスをわかりやすく伝える工夫や、多言語(英語、繁体字、簡体字及び韓国語)表示によりインバウンドが来場しやすくするための工夫が行われているか(10点)

(6) 相乗効果が期待できる独自提案

本事業で実施する取組が、多賀城創建1300年記念事業の各種行事との相乗効果が期待できる内容となっているか。(10点)

3 業務の実施体制及び効率性(配点10点)

実施体制、経費配分及び業務の効率性は適切か(10点)

## 第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 選考に参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

## 第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は宮城県に帰属するものとし、また、宮城県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。



## 企画提案書の構成等について

## ■企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

## 1 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

## 2 目次

## 3 業務の全体計画

(1) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

(2) 業務実施のスケジュール

## 4 業務内容別の説明

(1) 多賀城政庁跡正殿建物の3Dホログラムによる映像復元

3Dホログラムにより、多賀城政庁跡正殿建物を立体映像として来場者に当時の様子を伝えるための方法や、来場者に感動を与えるための映像コンテンツによるエンターテインメント空間を創出するための方法について、具体的に説明すること。

(2) 多賀城跡城前官衙におけるナイトタイムエコノミー創出

特設ステージを設置し、演奏会を実施するほか、地域の魅力あるグルメブースや企業協賛ブースの出店等による来場者の消費の創出し、ナイトタイムエコノミーの魅力を高めるための方法について具体的な説明を行うこと。

(3) 多賀城跡南大路等の光の演出

メインコンテンツまでの通路となる多賀城跡南門路を、光の演出より空間を創出する具体的な方法について説明すること。

(4) プロモーション

本事業において実施する行事について、インバウンドを含む様々な客層に向けた効果的なプロモーションを行うための具体案について説明すること。

(5) 駐車場及び移動経路上の安全対策

各駐車場や会場までの移動経路について、来場者が移動する際の安全対策について説明すること。

(6) 案内看板

来場者をJR東北本線国府多賀城駅及び各駐車場から会場まで誘導するための案内看板について、アクセスをよりわかりやすく伝えるための工夫や、多言語（英語、繁体字、簡体字及び韓国語）表示によりインバウンドが来場しやすくするための工夫について具体案を説明すること。

## 5 相乗効果が期待できる独自提案について

多賀城創建1300年記念事業の各種行事との相乗効果が期待できる独自の取り組みについて提案すること。

## 6 業務の実施体制

事務局の人数と役割など、業務の実施体制を記載すること。

## 7 概算見積書

業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

## ■企画提案書の仕様

1 提案数 1者につき1案

2 ページ数等

A4版片面印刷、表紙と目次を除き、20ページ以内、カラー印刷も可

3 提出部数 10部